

**第 48 回全国高等学校総合文化祭開催前年度
国際交流事業に係る業務委託プロポーザル募集要項**

令和 5 年 2 月 2 0 日

第 48 回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会

目 次

第 1	募集の内容	1
1	委託業務名	
2	業務内容等	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第 2	プロポーザルに係る事項	1
1	プロポーザル参加の要件	
2	プロポーザルの手続き等	
第 3	評価に係る事項	6
1	評価方法	
2	プロポーザル評価会議	
3	評価項目及び評価基準	
4	事業者の選定方法	
5	提案者が 1 者またはない場合の取扱い	
6	評価結果の通知及び公表	
第 4	契約の締結	7
1	契約方法	
2	契約保証金	
第 5	業務の適正な実施に関する事項	7
1	業務の一括再委託の禁止	
2	個人情報保護	
3	守秘義務	
第 6	業務の継続が困難となった場合の措置について	7
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第 7	その他	8
第 8	問い合わせ先及び各種書類の提出先	8
別表	プロポーザル評価項目及び評価基準	9

第 48 回全国高等学校総合文化祭開催前年度 国際交流事業に係る業務委託プロポーザル募集要項

令和 6 年度に開催する第 48 回全国高等学校総合文化祭(大会愛称:清流の国ぎふ総文 2024。以下、「本文化祭」という。)における国際交流事業に向けて、令和 5 年度に大韓民国訪日団を招へいし、県内で実施する国際交流事業及び鹿児島県で開催される第 47 回全国高等学校総合文化祭(大会愛称:2023 かごしま総文。以下、「かごしま総文」という。)における国際交流事業を実施します。ついては本事業をより効果的・効率的に行うための提案を募集します。

○留意事項

令和 5 年第 1 回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、岐阜県実行委員会においては、その損害について一切負担しません。

第 1 募集の内容

1 委託業務名

第 48 回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流事業に係る業務委託

2 業務内容等

別紙仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日までの間

4 委託費の上限

6,400,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

第 2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等(以下、「単独法人等」という。)または複数の単独法人等で構成される団体(以下、「共同体」という)であることとする。なお、単独法人等及び共同体は、下記のとおり要件を満たす必要があるものとする。

単独法人等

- ・下記 1 から 12 までのすべての要件を満たしていること。

共同体

- ・下記 1 から 10 をすべての構成員が満たしていること。
- ・下記 11 及び 12 を代表法人等又はいずれかの構成員が満たしていること。
- ・代表法人等や各構成員と同一組織ではない事務所で、事業を進める際に、専門分野において技術の提供等を行う協力事務所を加えることは可とするが、本プロポーザルに参加する別の単独法人等、共同体の代表法人等及び構成員のいずれも兼ねていないこと。

- ・各構成員が、本プロポーザルに参加する別の共同体の代表法人等、構成員、協力事務所の内いずれも兼ねていないこと。
- (1) 評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (3) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 199 条第 1 項もしくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 評価会議の日において、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (9) 県税等の租税公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (10) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく更生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (11) 旅行業法施行規則（昭和 46 年運輸省令第 61 号）第 1 条の 2 第 1 号の第 1 種旅行業務を行う法人等のうち、岐阜県内に本店、支店または営業所を有していること。
- (12) 過去 10 年以内に 2 回以上岐阜県内中高生の海外研修の手配業務を受託した実績を有していること。

2 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
ア 募集要項等の公表・配布	令和5年2月20日(月)～令和5年3月10日(金)
イ 募集要項等に関する質問受付	令和5年2月20日(月)～令和5年3月10日(金)
ウ プロポーザル参加申込受付	令和5年2月20日(月)～令和5年3月10日(金)
エ 企画提案書等受付期間	令和5年2月20日(月)～令和5年3月20日(月)
オ プロポーザル評価会議	令和5年3月下旬
カ 評価結果の通知・公表	令和5年3月下旬

(2) 募集要項等の公表・配布

- ① 配布期間 **令和5年2月20日(月)～令和5年3月10日(金) 正午**
午前9時～午後5時(閉庁日を除く) ※最終日は正午までとする。
- ② 配布場所 第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局
(岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課内)
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
※募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページ(以下、「県ホームページ」という。)にも掲示する。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/278601.html>

(3) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間
令和5年2月20日(月)～令和5年3月10日(金) 正午
なお、説明会は開催しない。
- ② 質問書提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(様式1)を第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局(岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課内)宛てに郵送、ファックス又は電子メールにファイルを添付し提出すること。
第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局
(岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課内)
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 Fax:058-278-2824
電子メールアドレス c11148@pref.gifu.lg.jp
- ③ 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、県ホームページ上にて公開する。

(4) プロポーザル参加申込受付

- ① 受付期間
令和5年2月20日(月)～令和5年3月10日(金) 正午
午前9時～午後5時(閉庁日を除く) ※最終日は正午までとする。
- ② 提出書類
【単独法人等の場合】
 - 1 参加申込書(様式2-1)
【共同体の場合】
 - 1 参加申込書(様式2-2)
 - 2 共同提案参加者届出書(様式2-3)

注) 1については代表法人等が記入

③ 提出方法

- ・第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局（岐阜県環境生活部 県民文化局文化伝承課内）宛てに持参又は郵送により提出すること。
- ・持参による受付は、閉庁日を除く午前9時～午後5時とする。
- ・郵送の場合も、**令和5年3月10日（金）正午必着**とする。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達されたことが証明できる方法とし、第8に記載の問い合わせ先に到着確認の電話を行うこと。

(5) 企画提案書等、書類の受付

① 受付期間

令和5年2月20日（月）～令和5年3月20日（月）正午

② 提出書類

原則として日本産業規格A4型とする。

- 1 企画提案書鑑（様式3）
- 2 企画提案書（次項③のとおり）
- 3 法人等概要書（様式4）
- 4 社会的課題への取り組み（様式5）
- 5 誓約書（様式6）
- 6 過去の実績を示す事例（任意様式）

注）共同体的場合、代表法人等が3から6を取りまとめて提出すること。また6は同種業務経験のある事業者分のみで可とする。

③ 企画提案書

本実施要領及び別添仕様書に基づき、次の表のとおり作成すること。
また、追加経費が必要となる提案は認めない。

	提出書類	様式	その他規格
項 目	(1) 表紙 第48回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流事業企画提案書	A4判 任意	1枚
	(2) 実施体制 ア 委託業務全体（仕様書4の業務）の実施体制 イ 業務実施スタッフ体制図 （スタッフごとに氏名、役職名、担当する業務内容及び業務実績などを記載すること） ※ 提案書提出時に決定していない場合は、想定する者を記入 ウ 事業所一覧	A4判 任意	15枚以内
	(3) 国際交流事業に係る提案内容	A4判 任意 （一部 A3判 折込可） 記載順序 は任意	
	国際交流事業 ア 旅程の提案（仕様書別記参照） イ 器楽・荷物の運搬方法 ウ 県内高校生生徒の交流イベント エ 岐阜県の文化、歴史、自然に触れる体験型企画 オ 県内高校生の交流イベント		
	(4) その他追加提案（ある場合）		
	(5) 業務工程表		
(6) 事業経費見積書 仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳及び積算根拠がわかるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。			

注）企画の提案は1応募者につき1提案とすること。

- ④ 提出部数
10部（原本1部、副本9部）
- ⑤ 提出方法
 - ・第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局（岐阜県環境生活部 県民文化局文化伝承課内）宛てに持参又は郵送により提出すること。
 - ・持参による受付は、閉庁日を除く午前9時～午後5時とする。（最終日は正午まで）
 - ・郵送の場合も、**令和5年3月20日（月）正午必着**とする。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達されたことが証明できる方法とし、第8に記載の問い合わせ先に到着確認の電話を行うこと。
- ⑥ 参加資格要件の確認
第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局において、申込者から提出のあった企画提案書と関係書類に基づいて資格要件を確認し、その結果を令和5年3月15日（水）までに、申込者へ電子メールにて通知する。
- ⑦ 参加資格要件を満たしていなかったものに対する理由説明
企画提案書を提出した者のうち、資格要件を満たしていなかった者に対しては、満たしていなかった旨及びその理由を書面にて通知する。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

- ① 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
 - （ア）提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - （イ）提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - （ウ）本業務にかかるプロポーザル評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - （エ）他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - （オ）事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - （カ）評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - （キ）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
 - （ク）募集要項に違反すると認められる場合
 - （ケ）その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ② 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- ③ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。
（軽微なものを除く。）
- ④ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ⑤ 費用負担
企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提出者の負担とする。
- ⑥ その他
 - （ア）参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとす。

- (イ) 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (ウ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式 7）を第 48 回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局（岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課内）宛てに持参又は郵送により申し出ること。なお、共同体による参加を予定している場合であっても、代表法人等のみの提出で可とする。
※郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達されたことが証明できる方法とし、第 8 に記載の問い合わせ先に到着確認の電話を行うこと。
- (エ) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限内に企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。

第 3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、第 48 回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が別に定める構成員により組織された『第 48 回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流事業に係る業務委託プロポーザル評価会議』が行う。

なお、最優秀提案者の選定に当たっては、評価項目及び評価基準（別表）に基づき、提出書類の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し選定する。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日時：令和 5 年 3 月下旬（予定）

(2) 開催場所：岐阜県庁内会議室（予定）

(3) 提案説明：プレゼンテーション 15 分間以内
評価会議構成員からの質疑 15 分間程度

(4) 注意事項：

- ・開催日時及び開催場所、各参加者の開始時刻は、後日通知する。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1 提案者あたり 2 名までとする。
- ・受付期間内に提出した資料以外に、新たに説明資料を追加することはできない。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施すること。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・後日通知で指定する時刻に遅れた場合は、評価会議への参加を認めない。

3 評価項目及び評価基準

別表のとおりとする。

4 事業者の選定方法

別表の評価基準に沿って評価点を算出し、総評価点（各構成員の評価点の合計）が基準点（各構成員の配点の合計値の 6 割）を満たしており、かつ、総順位点（各評価会議構成員の順位点の合計）が最も高い提案者 1 名を最優秀提案者として選定する。なお、順位点は、評価点の高い順から付し（1 位 10 点、2 位 5 点、3 位 1 点、4 位以下 0 点）、各構成員の順位点の合計を総順位点とする。

総順位点と同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とする。総順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、くじ引きのうえ、最優秀提案者を決定する。

5 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とする。また、基準点に満たない場合や提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

6 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、以下の項目について県ホームページ上で公表する。

- ①最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び総評価点
- ②全提案者の名称（申込順）
- ③全提案者の総評価点（得点順）（ただし、応募者が2者の場合には公表しない。）
- ④最優秀提案者の選定理由
- ⑤評価会議構成員の氏名
- ⑥最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第4 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者を契約候補者として、委託業務に係る仕様について実行委員会と協議して確定させたいと、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約候補者と実行委員会との協議により最終的に決定する。

なお、選定した契約候補者と実行委員会との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行う。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除する。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

2 個人情報保護

受託者が、本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

3 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

実行委員会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、実行委員会では契約の取消しができるものとする。この場合、実行委員会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、実行委員会及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

第7 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないことがあります。

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 (岐阜県庁 9 階)
第 48 回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局
(岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課内)
Tel. : 058-272-8257
Fax : 058-278-2824
電子メールアドレス : c11148@pref.gifu.lg.jp

別表

プロポーザル評価項目及び評価基準

各構成員は、以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を 200 点満点として採点する。
 なお、各構成員の配点の合計値（200 点×構成員数）の 6 割を基準点とし、総評価点が基準点を満たさない提案者は選定対象としない。

評価項目		評価基準点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1 事業実施体制にかかるとの評価						
1	連絡・調整にかかわる人員の配置状況や組織状況が適切であるか。 (現地)	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
2	海外参加者に対する旅行手配が円滑に行える実施体制になっているか。	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
3	台風などの自然災害による欠航や遅延等の対応体制は適切であるか。	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
4	感染症対策及び感染者が出た場合等への対応体制は適切か。	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
5	その他非常時にかかわる対応体制は配慮されているか。	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
小 計		/ 65 点満点				
2 旅程の提案にかかるとの評価						
1	航空券の手配、時期等は適切であるか	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
2	移動手段・移動時間は適切であるか。	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
3	楽器等の輸送に関して安全面に配慮があるか。	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
4	県内・県外の輸送（バス）の手配が適切であるか。	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
5	実施スケジュールは具体的で無理のないスケジュールになっているか	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
小 計		/ 55 点満点				
3 食事の提案にかかるとの評価						
1	夕・朝食または朝食の対応ができる施設を選定しているか。	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
2	昼食の時間について適切な時間に確保されているか。	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
3	食事内容及び提供の方法は具体的か。	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
4	食物アレルギーや宗教等を配慮した対応が可能か。	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
5	参加者に対する案内やおもてなし等について配慮されているか。	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
小 計		/ 25 点満点				
4 文化・自然体験・交流の提案にかかるとの評価						
1	海外からの参加者が本県の自然や文化、歴史等に触れる機会が十分に盛り込まれているか。	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
2	本県の高校生との交流が深まる内容であるか。	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
小 計		/ 30 点満点				
5 その他						
1	その他魅力的な提案があるか。	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
2	事業執行が可能かつ適切な金額であるか。	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
3	事業者として「仕事と家庭の両立支援」(2 点)、「障がい者雇用」(2 点)、「若者の採用・育成」(1 点)といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
小 計		/ 25 点満点				
合 計		/ 200 満点				